

平成 26 年 度

箕 輪 町 予 算 書

## 目 次

一 般 会 計 予 算 . . . . .	1
国 民 健 康 保 險 特 別 会 計 予 算 . . . . .	11
後 期 高 齡 者 医 療 特 別 会 計 予 算 . . . . .	19
介 護 保 險 特 別 会 計 予 算 . . . . .	23
水 道 事 業 会 計 予 算 . . . . .	29
下 水 道 事 業 会 計 予 算 . . . . .	33

議案第14号

平成26年度箕輪町一般会計予算

平成26年度箕輪町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,888,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成26年 3 月 3 日 提 出  
箕 輪 町 長 平 澤 豊 満

平成26年 3 月 日  
箕輪町議会議長 下 原 甲子人

## 第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位 千円)

款	項	金額
01 町税		3,333,700
	01 町民税	1,491,696
	02 固定資産税	1,567,818
	03 軽自動車税	69,267
	04 町たばこ税	172,324
	10 入湯税	32,595
02 地方譲与税		117,000
	01 地方揮発油譲与税	34,000
	02 自動車重量譲与税	83,000
03 利子割交付金		6,000
	01 利子割交付金	6,000
04 配当割交付金		5,000
	01 配当割交付金	5,000
05 株式等譲渡所得割交付金		200
	01 株式等譲渡所得割交付金	200
06 地方消費税交付金		312,000
	01 地方消費税交付金	312,000
08 自動車取得税交付金		16,000
	01 自動車取得税交付金	16,000
11 地方特例交付金		15,000

(単位 千円)

款	項	金額
	01 地方特例交付金	15,000
12 地方交付税		1,780,000
	01 地方交付税	1,780,000
13 交通安全対策特別交付金		3,000
	01 交通安全対策特別交付金	3,000
14 分担金及び負担金		235,394
	01 分担金	22,661
	02 負担金	212,733
15 使用料及び手数料		53,231
	01 使用料	39,035
	02 手数料	14,196
16 国庫支出金		734,176
	01 国庫負担金	482,150
	02 国庫補助金	246,043
	03 委託金	5,983
17 県支出金		412,169
	01 県負担金	221,319
	02 県補助金	126,805
	03 委託金	64,045
18 財産収入		11,625

(単位 千円)

款	項	金額
	01 財産運用収入	11,625
19 寄附金		1,003
	01 寄附金	1,003
20 繰入金		273,032
	01 特別会計繰入金	1,216
	02 基金繰入金	252,500
	03 財産区繰入金	19,316
21 繰越金		330,000
	01 繰越金	330,000
22 諸収入		418,470
	01 延滞金加算金及び過料	3,025
	02 預金利子	34
	03 貸付金元利収入	279,545
	05 雑入	135,866
23 町債		831,000
	01 町債	831,000
歳 入 合 計		8,888,000

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	金 額
01 議会費		106,023
	01 議会費	106,023
02 総務費		969,443
	01 総務管理費	758,201
	02 徴税費	117,921
	03 戸籍・住民基本台帳費	33,530
	04 選挙費	43,532
	05 統計調査費	4,539
	06 監査委員費	11,720
03 民生費		2,324,220
	01 社会福祉費	985,498
	02 児童福祉費	1,338,722
04 衛生費		1,176,851
	01 保健衛生費	867,810
	02 清掃費	309,041
06 農林水産業費		541,519
	01 農業費	485,088
	02 林業費	56,431
07 商工費		530,978
	01 商工費	530,978

(単位 千円)

款	項	金 額
08 土木費		1,108,768
	01 土木管理費	62,305
	02 道路橋梁費	467,112
	03 河川費	1,700
	04 都市計画費	574,688
	05 住宅費	2,963
09 消防費		449,530
	01 消防費	449,530
10 教育費		798,810
	01 教育総務費	203,504
	02 小学校費	225,425
	03 中学校費	104,026
	06 社会教育費	222,468
	07 保健体育費	43,387
11 災害復旧費		4,361
	01 農林施設災害復旧費	3,361
	02 公共土木施設災害復旧費	1,000
12 公債費		832,497
	01 公債費	832,497
14 予備費		45,000



(単位 千円)

款	項	金額
	01 予備費	45,000
歳	出	計
		8,888,000

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
箕輪町土地開発公社に対する債務保証	自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日	箕輪町土地開発公社が事業資金として 金融機関より借り入れる金額

第 3 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
一般単独事業債	千円 32,000	証書借入 又は 証券発行	3.50%以内 (ただし、利率見直し方式で借 り入れる資金について、利率 の見直しを行った後において は、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場 合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の 都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還 又は借り換えることができる。
地方道路等整備事業債	120,600	同 上	同 上	同 上
公共事業等債	98,500	同 上	同 上	同 上
消防施設事業債	14,600	同 上	同 上	同 上
緊急防災・減災事業債	105,300	同 上	同 上	同 上
臨時財政対策債	460,000	同 上	同 上	同 上



議案第15号

平成26年度箕輪町国民健康保険特別会計予算

平成26年度箕輪町の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,349,576千円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ82,006千円と定める。

2 事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、事業勘定100,000千円、診療施設勘定40,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成26年3月3日 提出

箕輪町長 平澤豊満

平成26年3月 日

箕輪町議会議長 下原甲子人

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 (事業勘定)

(歳 入)

(単位 千円)

款	項	金 額
01 国民健康保険税		506,490
	01 国民健康保険税	506,490
02 使用料及び手数料		250
	01 手数料	250
03 国庫支出金		492,494
	01 国庫負担金	353,963
	02 国庫補助金	138,531
04 療養給付費交付金		163,398
	01 療養給付費交付金	163,398
05 前期高齢者交付金		728,073
	01 前期高齢者交付金	728,073
06 県支出金		112,375
	01 県負担金	14,373
	02 県補助金	98,002
07 共同事業交付金		217,546
	01 共同事業交付金	217,546
08 財産収入		25
	01 財産運用収入	25
09 繰入金		126,962
	01 他会計繰入金	126,961



(歳 出)

(単位 千円)

款	項	金 額
01 総務費		54,922
	01 総務管理費	49,404
	02 徴税費	1,254
	03 運営協議会費	180
	04 趣旨普及費	378
	05 特別対策事業費	3,706
02 保険給付費		1,594,622
	01 療養諸費	1,406,622
	02 高額療養費	173,300
	03 移送費	100
	04 出産育児諸費	12,600
	05 葬祭諸費	2,000
03 後期高齢者支援金等		282,360
	01 後期高齢者支援金等	282,360
04 前期高齢者納付金等		227
	01 前期高齢者納付金等	227
05 老人保健拠出金		14
	01 老人保健拠出金	14
06 介護納付金		129,468
	01 介護納付金	129,468



(単位 千円)

款	項	金 額
07 共同事業拠出金		217,550
	01 共同事業拠出金	217,550
08 保健事業費		32,851
	01 特定健康診査等事業費	21,492
	02 保健事業費	11,359
09 基金積立金		26
	01 基金積立金	26
10 公債費		50
	01 公債費	50
11 諸支出費		3,253
	01 償還金及び還付加算金	3,152
	02 延滞金	1
	05 諸支出金	100
12 予備費		34,233
	01 予備費	34,233
歳 出 合 計		2,349,576

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 (診療施設勘定)

(歳 入)

(単位 千円)

款	項	金 額
01 診療収入		71,327
	01 外来収入	69,731
	02 その他の診療収入	1,596
02 使用料及び手数料		192
	01 手数料	192
03 財産収入		360
	01 財産収入	360
04 繰入金		10,000
	01 他会計繰入金	10,000
05 繰越金		1
	01 繰越金	1
06 諸収入		126
	01 雑入	126
歳 入 合 計		82,006

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	金 額
01 総務費		50,728
	01 施設管理費	50,456
	02 研究研修費	272
02 医業費		26,706
	01 医業費	26,706
03 諸支出金		18
	01 償還金	18
07 公債費		4,475
	01 公債費	4,475
08 予備費		79
	01 予備費	79
歳 出 合 計		82,006



議案第16号

平成26年度箕輪町後期高齢者医療特別会計予算

平成26年度箕輪町の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ237,072千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成26年3月3日 提出

箕輪町長 平澤 豊満

平成26年3月 日

箕輪町議会議長 下原 甲子人

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

(単位 千円)

款	項	金 額
01 後期高齢者医療保険料		180,535
	01 後期高齢者医療保険料	180,535
02 使用料及び手数料		20
	01 手数料	20
04 繰入金		56,313
	01 一般会計繰入金	56,313
05 繰越金		1
	01 繰越金	1
06 諸収入		203
	01 延滞金、加算金及び過料	2
	02 償還金及び還付加算金	200
	05 雑入	1
歳 入 合 計		237,072

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	金 額
01 総務費		10,998
	01 総務管理費	10,578
	02 徴収費	420
02 後期高齢者医療広域連合納付金		225,852
	01 後期高齢者医療広域連合納付金	225,852
03 諸支出金		200
	01 償還金及び還付加算金	200
04 予備費		22
	01 予備費	22
歳 出 合 計		237,072





議案第17号

平成26年度箕輪町介護保険特別会計予算

平成26年度箕輪町の介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,784,651千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成26年3月3日 提出

箕輪町長 平澤 豊満

平成26年3月 日

箕輪町議会議長 下原 甲子人

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位 千円)

款	項	金額
01 保険料		355,946
	01 介護保険料	355,946
02 分担金及び負担金		150
	01 負担金	150
03 使用料及び手数料		30
	02 手数料	30
04 国庫支出金		439,197
	01 国庫負担金	343,684
	02 国庫補助金	95,513
05 支払基金交付金		494,716
	01 支払基金交付金	494,716
06 県支出金		219,607
	01 県負担金	211,066
	02 財政安定化基金支払金	1
	03 県補助金	8,534
	04 委託金	6
10 繰入金		267,401
	01 一般会計繰入金	258,198
	02 基金繰入金	9,203
11 繰越金		1

(単位 千円)

款	項	金額
	01 繰越金	1
13 諸収入		7,585
	01 延滞金、加算金及び過料	1
	02 預金利子	1
	04 雑入	7,583
16 財産収入		18
	01 財産運用収入	18
歳	入	1,784,651
	合	
	計	

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	金 額
01 総務費		34,256
	01 総務管理費	20,234
	02 徴収費	793
	03 介護認定審査会費	12,794
	04 趣旨普及費	255
	05 包括支援センター運営委員会費	180
02 保険給付費		1,688,515
	01 介護サービス等諸費	1,524,876
	02 介護予防サービス等諸費	56,100
	03 その他諸費	1,663
	04 高額介護サービス等費	24,672
	05 高額医療合算介護サービス等費	3,000
	06 特定入所者介護サービス等費	78,204
05 地域支援事業費		61,709
	01 介護予防事業費	18,970
	02 包括的支援事業・任意事業費	42,739
06 基金積立金		19
	01 基金積立金	19
09 諸支出金		151
	01 償還金及び還付金	151

(単位 千円)

款	項	金額
10 予備費		1
	01 予備費	1
歳	出	1,784,651
合	計	



## 平成26年度箕輪町水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度箕輪町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	9, 100 戸
(2) 年間総給水量	2, 170, 000 m <sup>3</sup>
(3) 1日平均給水量	5, 945 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業 第5次拡張工事 事業費	62, 862 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 水道事業収益	564, 500 千円
第1項 営業収益	428, 253 千円
第2項 営業外収益	85, 336 千円
第3項 特別利益	50, 911 千円

支出

第1款 水道事業費用	666, 354 千円
第1項 営業費用	464, 775 千円
第2項 営業外費用	43, 046 千円
第3項 特別損失	155, 533 千円
第4項 予備費	3, 000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額189, 690千円は、当年度分消費税資本的収支調整額7, 312千円及び過年度分損益勘定留保資金182, 378千円で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	18, 700 千円
第1項 負担金	1, 200 千円
第3項 企業債	17, 500 千円

支出

第1款 資本的支出	208, 390 千円
第1項 建設改良費	132, 354 千円
第2項 企業債償還金	76, 036 千円

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
第 5 次拡張事業	千円 17,500	証書借入 又は 証券発行	3.50%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 39,896千円

(たな卸資産の購入限度額)

第 9 条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。



平成 26 年 3 月 3 日 提 出

箕 輪 町 長 平 澤 豊 満

平成 26 年 3 月 日

箕輪町議会議長 下 原 甲子人



## 平成26年度箕輪町下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度箕輪町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数	7,490 戸
(2) 年間総排水量	1,887,480 m <sup>3</sup>
(3) 主要な建設改良事業	
(ア) 施設整備事業	88,633 千円
(イ) 雨水排水施設整備事業	83,800 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	1,152,216 千円
第1項 営業収益	359,596 千円
第2項 営業外収益	792,620 千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	1,152,216 千円
第1項 営業費用	888,000 千円
第2項 営業外費用	258,416 千円
第3項 特別損失	800 千円
第50項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額411,468千円は、当年度分消費税資本的収支調整額6,789千円及び当年度分損益勘定留保資金404,679千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	454,844 千円
第1項 企業債	162,100 千円
第3項 他会計負担金	21,104 千円
第4項 他会計補助金	208,930 千円
第6項 国庫補助金	62,710 千円

支 出	
第1款 資本的支出	866,312 千円
第1項 建設改良費	172,433 千円
第10項 企業債償還金	693,879 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
下水道事業債	千円 162,100	証書借入 又は 証券発行	3.50%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 36,377千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、761,000千円である。

平成 26 年 3 月 3 日 提 出

箕 輪 町 長      平 澤 豊 満

平成 26 年 3 月    日

箕輪町議会議長      下 原 甲子人